

■認定対象者の続柄別添付書類

続柄	認定申請書	戸籍謄本(写)(※1)	全世帯の住民票(写)(※2)	収入確認書類	備考
配偶者	○	★	○	○	★原則不要であるが、婚姻にともなう申請の場合は必要
子供	16歳未満	★	○		★原則不要であるが、扶養変更にとり申請の場合は必要
	16歳以上高校生(全日制)	★	○	○(※3)	★配偶者が組合に加入していない子の申請の場合は、配偶者の収入の書類(被扶養者認定時の収入確認書類に準ずる)を添付。他健保で不認定をされた場合は、届出に収入確認書類と不認定通知を添付
	16歳以上その他	○	○	○	
その他すべて(三親等内の親族)	○	○	○	○(※4)	内縁の配偶者、連れ子を含む

※1 戸籍謄本は申請日より3ヵ月以内のもの、認定対象者のものを取得すること。

被保険者との続柄が確認できない場合は被保険者の戸籍謄本も必要。

※2 住民票は申請日より3ヵ月以内のもの、個人番号の記載がないものを取得すること。

個人番号、本籍以外は省略不可。

※3 高校生の場合は「在学証明書」(写)を添付。学生証は不可。

※4 16歳未満、高校生の収入確認書類については、子供の取り扱いに準じる。

■収入確認書類

収入等の内容	添付書類	
給与収入(パート・アルバイトを含む)がある	直近3ヵ月の「給与明細書」(写)または「給与支払証明書」(写)	
雇用契約変更にとり収入の減少の場合	「雇用契約書」(写)と1ヵ月分(満額)の「給与明細書」(写)	
自営業、家賃や不動産、事業収入などがある	「確定申告書」(写)「収支内訳書」(写)*廃業した場合は「廃業届出書」(写) 自営業者等で従業員を雇用している場合は、被扶養者として認定できません	
各種年金(障害年金・遺族年金を含む)	「年金額改定通知書」、直近の「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」いずれかの写し*収入が年金のみ場合は「非課税証明書」(写)も必要	
雇用保険給付金受給中である	「雇用保険受給資格者証(両面)」(写)	
現在収入が無い場合	雇用保険の状況	
	在職時雇用保険未加入だった	「退職証明書」(写)と直近の「給与明細書」(写)
	受給期間延長中	「受給期間延長通知書」(写)
	受給予定	「離職票-1」と「-2」(写)または「受給資格者証」(写)
	加入期間不足	「雇用保険資格喪失確認通知書」(写)
	受給終了	「受給資格者証」(両面)(写)*支給終了の印字のあるもの
受給権放棄	「退職証明書」(写)と「雇用保険不受給誓約書」	
今まで働いたことがない、または仕事を辞めてから2年以上経過している	市区町村発行の「非課税証明書」(写)または「所得証明書」(写)で収入金額が「0円」のもの*下記(注)参照 *「確定申告書」の写し添付の場合は不要	
別居の場合	被保険者が人事異動により単身赴任	「事業主の証明書(辞令等)」(写)
	地方の学校に在学	「在学証明書」(写)と「認定対象者の所在地が確認できる書類」(全世帯の住民票、入寮証明書、賃貸借契約書等)(写)
	老人ホーム等の施設に入所	「入所証明書」(写)
	長期入院	「入院証明書」(写)
	その他自己都合による別居	「仕送り状況がわかる書類」(金融機関の振込書の控え等)と「認定対象者の全世帯の住民票」(写)

(注) 金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている可能性が考えられるため、「非課税証明書」(または「所得証明書」)では認定することができません。状況に応じた別の書類(退職証明書、給与明細書等)をご提出ください。ただし、年金収入金額のみ記載の場合は「非課税証明書」(または「所得証明書」)として取り扱います。

◎上記書類の他に、必要に応じて追加書類の提出をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

※1 別居の場合「健康保険被保険者被扶養者(居所変更・別居・同居)申請書」のご提出が必要です。

※2 自己都合による別居の場合の認定可能な条件:

A. 被保険者の年間収入×1/2 > B. 年間仕送り額 > C. 対象者の年間収入 であり、原則B+Cが120万円以上であること